

最高裁秘書第3371号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（最情）答申第44号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第70号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年3月19日（令和6年度（最情）諮詢第70号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（最情）答申第44号）

件名：「司法の窓」を作成する際のマニュアルの不開示判断（不存在）に関する

件

答申書

第1 委員会の結論

「司法の窓」を作成する際のマニュアル（最新版）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年1月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、「司法の窓」の作成に当たっては、既刊号の構成や内容を参考にして、記事の構成・編集を行っているため、司法行政文書としてのマニュアルを参照する必要はなく、これを作成していない。また、「司法の窓」を作成するに当たってのマニュアルを組織的に作成することを予定するような定め

もない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年3月19日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同年10月3日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、当該文書が存在しなかったこと、「司法の窓」の作成に当たっては、既刊号の構成や内容を参考にして記事の構成・編集を行っているため、マニュアルを参照する必要はなく、これを作成していないことを説明する。「司法の窓」を作成するために、ある程度のノウハウが必要であるとはうかがわれるものの、必ずしもマニュアルが必要であるとはいはず、上記最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕